介護報酬の過誤調整手順について

過誤調整については、次により事務処理をお願いします。

１　運営指導の結果通知による過誤調整事項について、自主点検の上、次の書類を提出してください。

⑴「介護報酬過誤調整申出書」

⑵「介護報酬過誤調整内訳表」

⑶「介護報酬過誤調整保険者別集計表」

　　　※「介護報酬過誤調整申出書」について

「過誤調整金内訳」の「保険請求額」の欄は、保険者に返還する分の金額のみの記載とし、生活保護などの公費負担分は（　）書きで記入し、区別してください。

また、「利用者負担額」の欄については、利用者に返還する金額を記載することとし、社会福祉法人等で減免を行っている場合は、この区分欄に（　）書きで記入し、区別してください。

　　　※「介護報酬過誤調整内訳表」「介護報酬過誤調整保険者別集計表」についても同様に（　）書きで記入し、区別してください。

２　山梨県国民健康保険団体連合会への過誤処理及び再請求

１の書類を市で受理後、市から申出内容を各保険者及び国保連合会宛て通知するため、該当機関から連絡があり次第、その指示に従い過誤処理を行ってください。ただし、件数が多い場合、保険者から過誤処理の保留依頼をさせていただくことがあります。

３　被保険者（利用者）への返還

　　　２の手続により返還金額が確定し再請求が終了しましたら、利用者への返還手続を行ってください。ただし、高額介護サービス費の支給をしている利用者がいる場合、保険者から返還の保留依頼をさせていただくことがあります。なお、返還にあたっては必ず利用者から領収証を徴してください。

４　「介護報酬過誤調整完了報告書」の提出

過誤調整処理終了後、速やかに「介護報酬過誤調整報告書」及び過誤調整が完了したことを証明する書類を添えて、各保険者及び甲府市（指導監査課）へ報告してください。各保険者には、当該保険者分のみを記載した報告書を、甲府市（指導監査課）には全保険者分を記載した報告書を提出してください。

なお、当該報告をもって過誤調整が完了となるため、報告漏れの無いよう注意してください。

〒400-8585

甲府市丸の内１－１８－１

甲府市福祉保健部保険経営室

指導監査課

TEL：(055)223-7056